

## 新型コロナウイルス感染症に係る事業者への支援金

トピック  
4

### 小規模事業者等事業継続緊急支援金

新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の影響で売り上げが減少したにもかかわらず、国の月次支援金や県の地域企業事業継続支援金の対象とならない小規模事業者等の方に、経営の継続や雇用の維持のための支援金を支給します。

#### ■交付の要件

新型コロナの影響で、令和3年4月～12月のいずれかの月の売り上げが、前年または前々年同月比で減少していること  
※売り上げとは、所得税の申告における事業収入をいいます。

■支給額 10万円

#### ■対象者

①～⑥のすべてに該当する小規模事業者やNPO法人、個人事業主（フリーランス含む）

①法人 市内に本社や本店などの主たる事業所を置いている

■**個人事業主** 主に市内で事業を行っている

②国の月次支援金や県の地域企業事業継続支援金を受給していない、または受ける予定がない

③令和2年12月までに創業し、申請日時時点で事業を行っており、今後も継続する予定である

④主たる収入が事業収入である

⑤次のいずれにも該当しない

- ・性風俗関連特殊営業を行う事業者

- ・暴力団等に関する事業者
- ・宗教法人、社会福祉法人、学校法人、各種協同組合など

■**申込方法** 必要書類を郵送

#### ■必要書類

申請書（市ホームページや商工観光課、商工会で配布）、売上高計算書、直近の確定申告書類の写し、事業所の所在地・事業内容・従業員数・令和2年12月に事業を行っていることが確認できる書類、誓約書

■**申込期限**（当日消印有効）

令和4年3月31日(木)

#### ■注意事項

- ・1事業者につき申請は1回限りとします。

- ・国の月次支援金や県の地域企業事業継続支援金を申請した後はできません。また、市の支援金を受けた後、経営悪化等により国の月次支援金や県の地域企業事業継続支援金を受給した場合は、市の支援金は返還していただきます。

### 新型コロナウイルス感染予防対策取組事業所支援金

市内に事務所や店舗をもつ事業者の方に、感染予防対策の重要性を再確認し、引き続き取り組んでいただくために、支援金を支給します。

■**支給額** 3万円

#### ■対象者

次のすべてに該当する事業者

①市内に事務所や店舗などをもつ事業者

②市が定める新型コロナウイルス感染症予防対策に取り組んでおり、また今後も取り組むこと

③今後も事業を継続する予定であること

④次のいずれにも該当しない

- ・性風俗関連特殊営業を行う事業者

- ・暴力団等に関する事業者

■**申込方法** 必要書類を郵送

#### ■必要書類

申請書（市ホームページや商工観光課、商工会で配布）、直近の確定申告書または前事業年度分の法人事業概況説明書、誓約書、事業所等の外観及び感染予防対策取組が分かる写真

■**申込期限**（当日消印有効）

令和4年3月31日(木)

■**申し込み・問い合わせ先** 商工観光課 ☎(32)8907 〒329-0492 下野市笹原26

### ひとり親家庭・寡婦の方への各種貸付

高校・大学等進学や就職をするお子さんがいるひとり親家庭の方・寡婦の方に、必要な資金を貸付しています。

他の制度との併用はできない場合があります。利用希望の方は事前にご連絡ください。

#### ■貸付内容

- ・就学支度資金（入学準備金）
- ・修学資金（授業料、書籍代等）

- ・就職支度資金（就職に必要な被服等の購入資金）

※他にも、技能習得資金、就業資金、生活資金、結婚資金、医療介護資金、住宅資金などの貸付制度があります。

#### ■問い合わせ先

こども福祉課

☎(32)8903



### 下野薬師寺歴史館の休館

下野薬師寺歴史館は、館内・空調設備などの改修工事のため休館します。

■**期間** 11月4日(木)～令和4年1月31日(月)

#### ■問い合わせ先

文化財課

☎(32)6105

下野薬師寺歴史館

☎(47)3121

